

93. 難民認定申請から処分（一次審査）までの平均処理期間（平成27年～令和6年）、難民認定申請から審査請求に対する裁決までの平均処理期間（平成27年～令和6年）、審査請求の平均処理期間（令和6年）

(1) 難民認定申請から処分（一次審査）までの平均処理期間（平成27年～令和6年）

難民認定申請から認定・不認定の処分とした事案（一次審査）の平均処理期間は、平成27年においては約8月、平成28年においては約9月、平成29年においては約10月、平成30年においては約1年1月、令和元年においては約1年5月、令和2年においては約2年1月、令和3年においては約2年8月、令和4年においては約2年9月、令和5年においては約2年2月、令和6年においては約1年10月である。

(2) 難民認定申請から審査請求に対する裁決までの平均処理期間（平成27年～平成29年）

難民認定申請から審査請求に対する裁決までの平均処理期間は、平成27年においては約2年11月、平成28年においては約2年5月、平成29年においては約2年4月である。なお、平成30年以降、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

(3) 審査請求の平均処理期間（平成30年～令和6年）※審査請求が行われてから審査請求に対する裁決までの平均処理期間

審査請求の平均処理期間は、平成30年においては約18.0月、令和元年においては約17.9月、令和2年においては約26.8月、令和3年においては約20.9月、令和4年においては約13.3月、令和5年においては約9.9月、令和6年においては約12.6月である。